

非課税対象資産例

根拠規定			関係法令	対象資産
条	項 号	施行令		
法 第 348 条	第 2 項 第 9 号		私立学校法第 3 条及び第 64 条第 4 項 学校教育法第 1 条及び第 124 条 博物館法第 2 条第 1 項	・直接保育又は教育の用 に供する固定資産 ・図書館及び博物館法第 2 条第 1 項に規定する博 物館において直接その 用に供する固定資産
	第 2 項 第 10 号	第 49 条の 11	生活保護法第 38 条第 1 項	保護施設の用に供する 固定資産
	第 2 項 第 10 号の 2	第 49 条の 12	児童福祉法第 7 条第 1 項	児童福祉施設の用に供 する固定資産
	第 2 項 第 10 号の 3	第 49 条の 13	老人福祉法第 5 条の 3	老人福祉施設の用に供 する固定資産
	第 2 項 第 10 号の 4		障害者自立支援法第 5 条 第 13 項	障害者支援施設の用に 供する固定資産
	第 2 項 第 10 号の 5	第 49 条の 14	介護保険法第 115 条の 45 第 1 項	包括的支援事業の用に 供する固定資産
	第 2 項 第 10 号の 6	第 49 条の 15	社会福祉法第 2 条第 1 項	社会福祉事業の用に供 する固定資産
	第 2 項 第 10 号の 7	第 49 条の 16	更生保護事業法第 2 条第 1 項	更生保護事業の用に供 する固定資産
※「法」→地方税法、「施行令」→地方税法施行令				

！！注意！！

適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されていますので、対象資産の全てが非課税となるわけではありません。